

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-264251

(P2008-264251A)

(43) 公開日 平成20年11月6日(2008.11.6)

(51) Int.Cl.
A45D 33/00 (2006.01)

F I
A45D 33/00 640

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2007-112093 (P2007-112093)
(22) 出願日 平成19年4月20日 (2007. 4. 20)

(71) 出願人 000006909
株式会社吉野工業所
東京都江東区大島3丁目2番6号
(74) 代理人 100147485
弁理士 杉村 憲司
(74) 代理人 100072051
弁理士 杉村 興作
(74) 代理人 100114292
弁理士 来間 清志
(74) 代理人 100107227
弁理士 藤谷 史朗
(74) 代理人 100134005
弁理士 澤田 達也

最終頁に続く

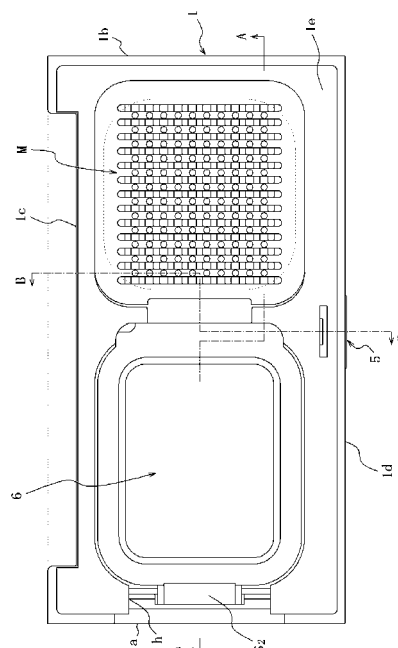
(54) 【発明の名称】 気密コンパクト

(57) 【要約】

【課題】一回の操作で容器本体の蓋体と中皿の中蓋を開放できる使い勝手のよい気密コンパクトを提案する。

【解決手段】化粧料を充填する中皿2を、パフ等の塗布具を収納する収納空間Mとともに配設した容器本体1と、この容器本体1に枢軸S₁を介して開閉可能に保持された蓋体4と、この蓋体4とは別体の枢軸S₂を介して個別に開閉可能に保持され該中皿2を気密状態に維持する中蓋6とを備えた気密コンパクトにおいて、プッシュピース5を容器本体1の底壁1fに沿いスライド可能に支持する弾性体7を設ける。該弾性体7は、逆u字状断面をなし交点部7cを中蓋6の下端に位置せしめた一対の脚部7a、7bにて構成する。そして、容器本体1の底壁1fに、プッシュピース5の押し込みにしたがって脚部7a、7bを相互に接近させてその何れか一方の脚部を斜面8aに沿って滑動、上昇させて該交点部7cにて中蓋6を押し上げる凸部8を設ける。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

化粧料を充填する中皿を、パフ等の塗布具を収納する収納空間とともに配設した容器本体と、この容器本体に枢軸を介して開閉可能に保持された蓋体と、この蓋体とは別体の枢軸を介して個別に開閉可能に保持され該中皿を気密状態に維持する中蓋と、容器本体の側壁に配置されその押し込みにて容器本体、中皿との連係をそれぞれ解除して蓋体、中蓋を開放するプッシュピースを備えた気密コンパクトであって、

プッシュピースを容器本体の底壁に沿いスライド可能に支持する弾性体を設け、

該弾性体は、逆u字状断面をなし交点部を中蓋の下端に位置せしめた一对の脚部からなり、

容器本体の底壁部に、プッシュピースの押し込みにしたがって該脚部を相互に接近させてその何れか一方の脚部を斜面に沿って滑動、上昇させて該交点部にて中蓋を押し上げる凸部を設けた、ことを特徴とする気密コンパクト。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、ファンデーションやアイシャドー等の化粧料を収納する気密性の高いコンパクトに関するものであり、該コンパクトの使い勝手の改善を図ろうとするものである。

【背景技術】**【0002】**

ファンデーションやアイシャドー等の化粧料は近年、揮発成分を含んだものが多用されている。そして、このような揮発成分を含んだ化粧料はその揮散が避けられないので気密性の高いコンパクトが使用されている。

【0003】

気密性を高めるための具体的な構造としては、従来、コンパクトの内側に中蓋を備えたレフィルタイプの容器（中皿）を別途に配置し、蓋体を閉じる時に、該蓋体によって中蓋を中皿の開口部に押しつける構造が採用されていた（例えば、特許文献1参照）。

【特許文献1】特開2005-168666号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

ところで、上記のような従来 of コンパクトは、その使用に際しては、容器の本体部分の蓋を開ける以外に中皿の蓋を開ける二回の開放操作が必要であり、使い勝手がよいとはいえないものであった。

【0005】

本発明の課題は、容器本体の蓋体を開放すると同時に中皿の蓋を開放することができる使い勝手のよい新規な気密コンパクトを提案するところにある。

【課題を解決するための手段】**【0006】**

本発明は、化粧料を充填する中皿を、パフ等の塗布具を収納する収納空間とともに配設した容器本体と、この容器本体に枢軸を介して開閉可能に保持された蓋体と、この蓋体とは別体の枢軸を介して個別に開閉可能に保持され該中皿を気密状態に維持する中蓋と、容器本体の側壁に配置されその押し込みにて容器本体、中皿との連係をそれぞれ解除して蓋体、中蓋を開放するプッシュピースを備えた気密コンパクトであって、

プッシュピースを容器本体の底壁に沿いスライド可能に支持する弾性体を設け、

該弾性体は、逆u字状断面をなし交点部を中蓋の下端に位置せしめた一对の脚部からなり、

容器本体の底壁部に、プッシュピースの押し込みにしたがって該脚部を相互に接近させてその何れか一方の脚部を斜面に沿って滑動、上昇させて該交点部にて中蓋を押し上げる凸部を設けた、ことを特徴とする気密コンパクトである。

10

20

30

40

50

【 0 0 0 7 】

プッシュピースと弾性体は一体又は別体にて構成することができる。

【 発明の効果 】

【 0 0 0 8 】

プッシュピースを押し込むと、弾性体の壁部はその反発力に抗して相互に接近する。このとき、壁部の一方は容器本体の底壁部に設けた凸部の斜面に沿って滑動し交点部が上昇することとなり、これにより中皿の中蓋が押し上げられるため容器本体の蓋体と中皿の中蓋が一回の操作で開放される。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 0 9 】

以下、図面を参照して本発明を具体的に説明する。

図1~4は本発明にしたがう気密コンパクトの実施の形態を示したものであり、図1は平面図（蓋体は表示せず）、図2は図1のA-A断面図、図3は図1のB-B断面図であり、図4はプッシュピースの外観斜視図である。

【 0 0 1 0 】

図における番号1はコンパクトの基本骨格をなす容器本体である。容器本体1は一对の短辺1a、1bと一对の長辺1c、1dからなる矩形状のものを例として示してあり、その内側にはフレーム1eによりパフ等の塗布具を収納する凹部（収納空間）Mが区画形成されている。

【 0 0 1 1 】

また、2は容器本体1の凹部Mに隣接して配置された中皿である（図2参照）。この中皿2は揮発成分を含む内容物（化粧品）が充填されており、レフィル容器として機能するように容器本体1に着脱自在に配置されている。

【 0 0 1 2 】

3は中皿2の外壁下部に一体的に設けられた爪部（図2参照）であり、容器本体1の底壁1fの爪部1fに係合して中皿2を容器本体1に固定保持する。

【 0 0 1 3 】

4は容器本体1の長辺1cに枢軸 S_1 を介して開閉可能に保持された蓋体である（図2、図3参照）。この蓋体4の裏面には図3に示す如くフック4aが設けられている。

【 0 0 1 4 】

また、5は長辺1dにおいて外側へ向けて弾性支持されたプッシュピースである（図1、図3参照）。このプッシュピース5は容器本体1の側壁に位置する押圧壁5aと、この押圧壁5aに一体成形され容器本体1の底壁1fに沿ってスライド可能なベース5bからなる。ベース5bには、蓋体4のフック4aに連係する爪部を有するフック5cと、蓋体4が閉じた状態でフック4aの最下端に当接する傾斜壁5dが設けられている（図3参照）。

【 0 0 1 5 】

図1~3における6は蓋体4とは別体の枢軸 S_2 を介して中皿2に開閉可能に保持された中蓋である。この中蓋6は蓋体4の開放状態で何らの規制を受けることなしに該中蓋6を開放することができるように、枢軸 S_2 が容器本体1の短辺1aに設けられた切欠部hに配置される（図1参照）。

【 0 0 1 6 】

また、図2、図3における7はプッシュピース5を容器本体1の底壁1fに沿いスライド可能に支持（プッシュピース5を常に外側に向けて押圧する反発力を有する）された弾性体である。この弾性体7は一对の脚部7a、7bと、この脚部7a、7bを上端部で一体連結してその部位を交点部7cとする逆u字状断面をなしており、脚部7bの下端部は容器本体1の底壁1fの上面とフレーム1eの下面にて挟持固定されている。ここに、弾性体7は逆u字状断面をもつものを例としているが、一对の脚部7a、7bを有していればよく、逆v字状断面をなすものも当然本発明に含まれるものである。

【 0 0 1 7 】

また、8は容器本体1の底壁1fに設けられた凸部である。凸部8は斜面8aを有しており、プッシュピース5の押し込みにしたがって脚部7a、7bを相互に接近させるとともにそのうち

10

20

30

40

50

の脚部7aを斜面8aに沿って滑動させて交点部7cの上に位置する中蓋6をそれに一体連結する垂下片6aを介して押し上げる（図3参照）。

【0018】

9は中蓋6の裏側に配置されるシール部材である（図2参照）。このシール部材9はゴムやエラストマー等の軟質部材からなっており、該中蓋6が中皿2に合わさった際に該中皿2を気密状態に保持する。

【0019】

10は中蓋6のフランジの上面に設けられた凸部である（図1～3参照）。この凸部10は蓋体4を閉じた時に蓋体4の裏面（図示の例では裏面に配置された鏡）を介して中蓋6を中皿2に向けて押圧する押し代を確保する。

【0020】

蓋体4のフック4aがプッシュピース5に設けられたフック5cの爪部に連係している図3に示すような状態では蓋体4は完全に閉じている。プッシュピース5を押圧するとベース5bに設けられた傾斜壁5dにより蓋体4のフック4aが上方へ押し上げられるとともに、フック4aとフック5cとが離間しその連係が解除される。

【0021】

このときプッシュピース5につながる弾性体7は、図5に示すように脚部7aが凸部8の斜面8aに沿って滑動し交点部7cが垂下片6aに強く当接し中蓋6を押し上げることとなり中皿2との連係が解除される。

【0022】

蓋体4、中蓋6は同時に開放することができるが、蓋体4を開放したのち中蓋6を開放するようにしてもよく、その設定は、プッシュピース5のストロークあるいは弾性体7の交点部7cの上昇タイミングを適宜変更することにより行う。

【0023】

図6(a)(b)は本発明にしたがう気密コンパクトの他の実施の形態をその要部について示した図である。弾性体7は上掲図1～5に示したように、プッシュピース5に一体連結したものを適用することができるが、弾性体7とプッシュピース5をそれぞれ個別に組み込んだ別体構造としてもよい。かかる構造においては、プッシュピース5による押し込み力を弾性体7に確実に伝達するため各々の端部となるその接続部分に垂直壁からなる当接壁5e、7dを設けるのが好ましい。

【0024】

気密コンパクトを構成する素材としては合成樹脂を適用することができる。

【産業上の利用可能性】

【0025】

一回の操作で容器本体の蓋体と中皿の中蓋を開放することが可能な使い勝手のよい気密コンパクトが提供できる。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】本発明にしたがう気密コンパクトの実施形態を示した平面図である。

【図2】図1に示した気密コンパクトのA-A断面を示した図である。

【図3】図1に示した気密コンパクトのB-B断面を示した図である。

【図4】プッシュピースと弾性体の外観斜視図である。

【図5】弾性体の作動状況の説明図である。

【図6】(a)(b)は本発明にしたがう気密コンパクトの他の実施の形態を要部について示した図である。

【符号の説明】

【0027】

- 1 容器本体
- 1a 短辺
- 1b 短辺

10

20

30

40

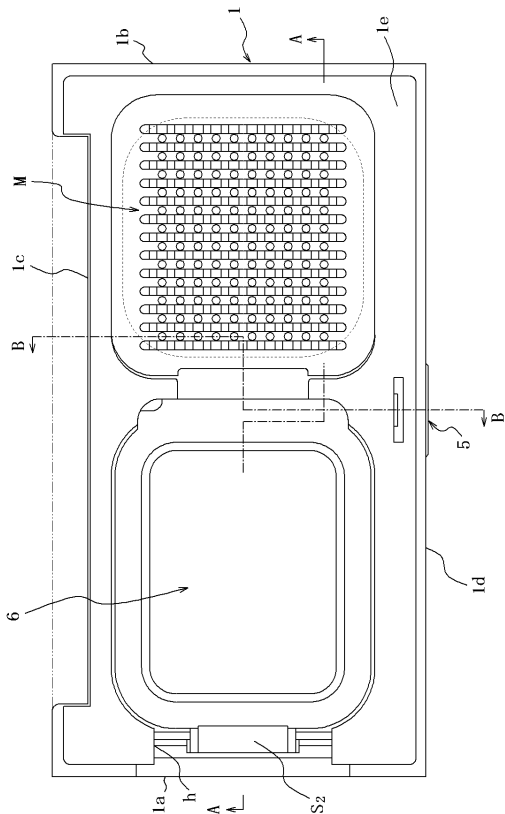
50

- 1c 長辺
- 1d 長辺
- 1e フレーム
- 1f 底壁
- 1f 爪部
- 2 中皿
- 3 爪部
- 4 蓋体
- 4a フック
- 5 プッシュピース
- 5a 押圧壁
- 5b ベース
- 5c フック
- 5d 傾斜壁
- 6 中蓋
- 6a 垂下片
- 7 弾性体
- 7a 脚部
- 7b 脚部
- 7c 交点部
- 8 凸部
- 8a 斜面
- 9 シール部材
- 10 凸部

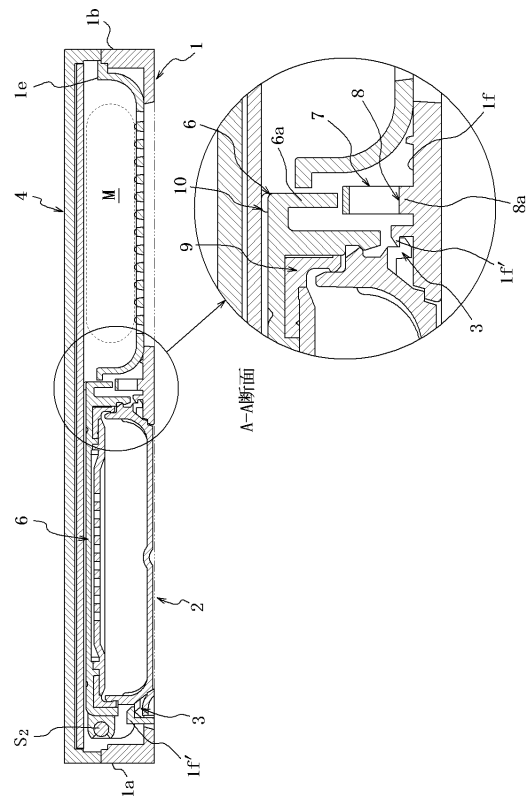
10

20

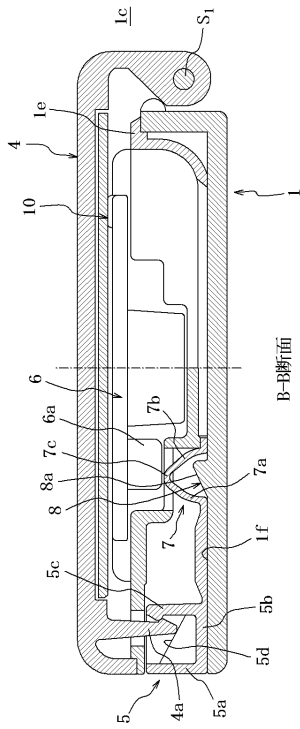
【 図 1 】



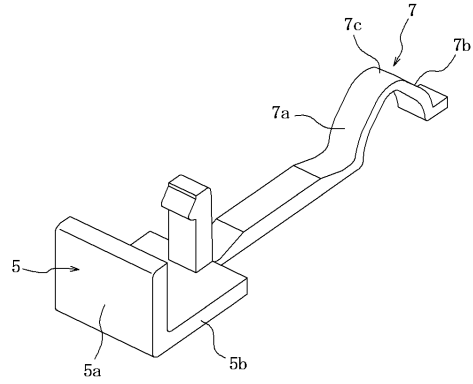
【 図 2 】



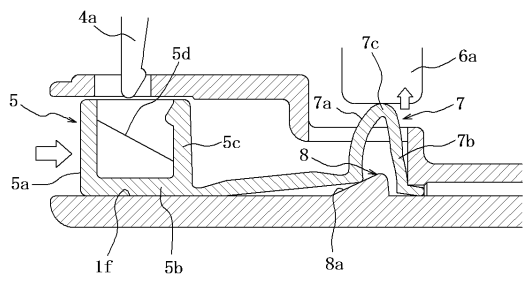
【 図 3 】



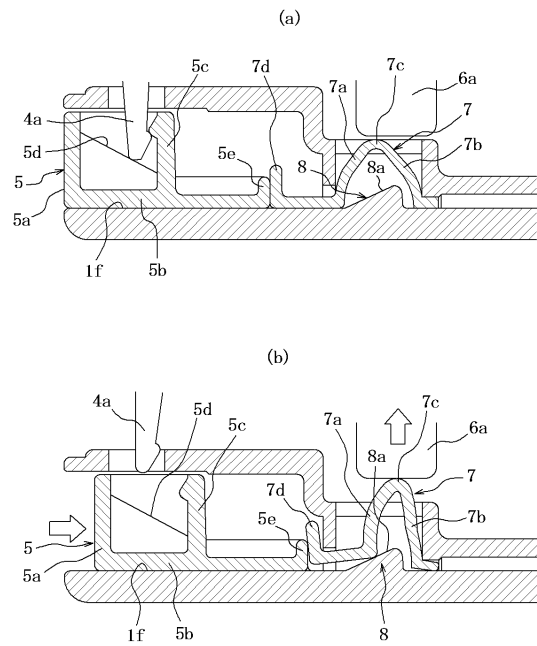
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

- (72)発明者 田崎 隆治
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会社吉野工業所内
- (72)発明者 角田 義幸
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会社吉野工業所内